

ご注意ください

最近の労働安全衛生法令の改正について 順次施行されていますので、確認をお願いします

□ 墜落制止用器具にかかる新しい構造規格

～ 旧構造規格の安全帯が使用可能なのは、2022(令和4)年1月1日までです ～

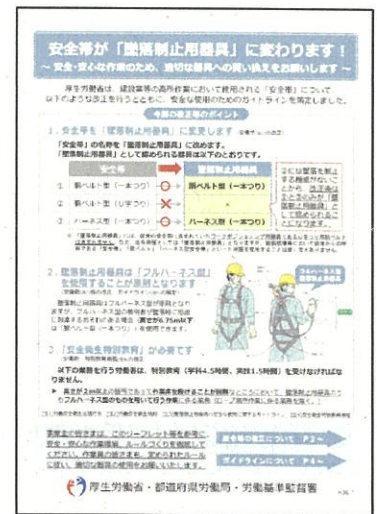
2019(平成31)年2月1日の労働安全衛生法令の改正により、高さ2メートル以上の個所で作業床及び手すり等の設置が困難な場所において作業を行う際に使用が義務付けられていた「安全帯」について、新たに「**墜落制止用器具**」に名称を改められ、フルハーネス型を使用することが原則となりました(一部例外あり)。

これに伴い、2019(平成31)年1月25日に墜落制止用器具にかかる新たな構造規格が告示され、旧構造規格に基づく安全帯を使用できるのは、**2022(令和4)年1月1日**までとされました。

2022(令和4)年1月2日以降は、旧構造規格に基づく安全帯の使用はできませんので、**新しい構造規格に基づく墜落制止用器具**を使用して下さい。

詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212834.html>



□ 「溶接ヒューム」が特定化学物質(第2類物質)に追加

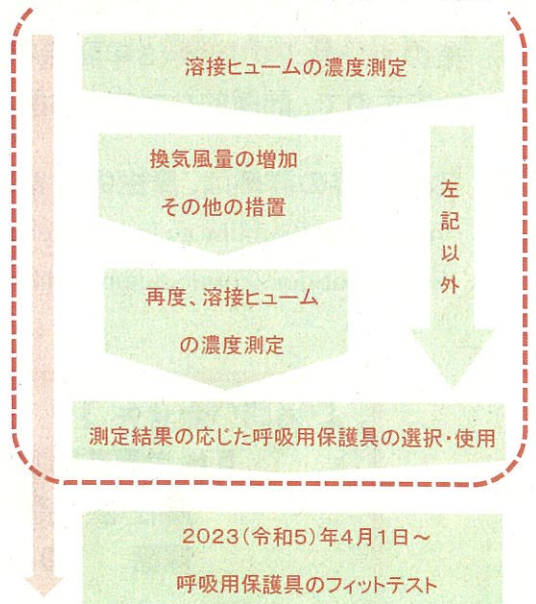
～ 2022(令和4)年3月31日までに溶接ヒュームの濃度測定を行う必要があります ～

金属アーク溶接等作業により発生する溶接ヒュームについて、2021(令和3)年4月1日施行の改正特定化学物質障害予防規則において「**特定化学物質(第2類物質)**」に加えられることとなりました。

これに伴い、継続して金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場では、溶接ヒュームの濃度測定及び適切な呼吸用保護具の選択等を右図のとおり、順次進める必要があります。

また、溶接ヒュームの濃度測定等以外でも、**特定化学物質健康診断の実施(6月以内ごとに1回)**、**特定化学物質健康診断結果報告書の提出(実施後遅滞なく)**、**特定化学物質作業主任者の選任(特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから)**、

2022(令和4)年3月31日までに施行される規定



令和4年4月1日

組合員 各位

長崎県板金工業組合
理事長 折式田 一豊

令和4年度資格取得等のアンケート調査結果

桜花爛漫の候、日頃は組合の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、3月10日付でご案内しましたアンケート調査の集計結果について、ご報告と検討内容について下記のとおりお知らせ致します。

尚、資格講習については県板単独で開催するには、まとまった人数（20名以上）が必要ですのでご理解のほどよろしく願いいたします。

【アンケート集計結果】

講習名	希望者数
職長安全衛生教育 ※	11名
高所作業車(10m以上) ※	25名
玉掛け講習 ※	14名
アーク溶接作業 ※	14名
フルハーネス特別教育	12名
石綿作業主任者技能講習	18名
石綿建材調査者講習	16名
丸のこ取扱い	16名
自由研削といし取替業務	14名
有機溶剤作業主任者	18名
ドローン	18名

研修名	希望者数
キャリアアップシステム	5名
インボイス制度	11名
リスクアセスメント	4名
CAD操作	7名

その他希望講習

講習名	希望者数
特定化学物質作業（溶接）	2名

※印は登録基幹技能者必須資格

【検討内容】

以上が調査結果となりましたので、高所作業車（10m以上）の講習会については、建災防と日程調整（7月後半）して近日中にご案内いたします。

また、CCUS、インボイス等の説明会については、組合員事業主研修として開催予定しますのでよろしく願いいたします。

尚、人数が満たない他の講習については建災防又は基準協会主催の令和4年度の講習計画表を参考に各自にて申込みをお願いいたします。

ご不明な点があれば県板事務局にお問い合わせください。